

平成29年 9 月28日

平成29年第 3 回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料  
(付 属 資 料)

(平成29年 9 月25日付託分)

保健福祉局

1 神奈川県産科等医師修学資金貸付条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例 新旧対照表 .....	1
--	---

1 神奈川県産科等医師修学資金貸付条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例新旧対照表

神奈川県産科等医師修学資金貸付条例（平成20年神奈川県条例第45号） 新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 産科等医師育成課程 将来県内_____において産科等を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として公立大学法人横浜市立大学が設置する大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。</p> <p>(3) 県内出身者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 大学に入学した時点において、県内に1年以上居住したことがある者 イ 県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者</p> <p>(4) 指定病院 神奈川県産科等医師修学資金（以下「修学資金」という。）_____の貸付けを受けた者が医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した時に、_____医師の業務に従事する病院として知事が指定する病院をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 指定診療科 産科等のうち、修学資金の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）が大学を卒業し、臨床研修を修了するまでに、知事が指定する診療科をいう。</p> <p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に修学資金を貸し付ける。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内出身者であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 臨床研修を修了した後、引き続いて県内に所在する指定病院において特定期間以上の期間、指定診療科を担当する医師の業務に従事する意思を有する</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 産科等医師育成課程 将来県内の医療機関において産科等を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として公立大学法人横浜市立大学が設置する大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。</p> <p>(3) 指定診療科 産科等のうち、神奈川県産科等医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）が大学を卒業し、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了するまでに、知事が指定する診療科をいう。</p> <p>(4) 指定病院 県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、修学資金の貸付けを受けた者が、臨床研修_____を修了した時に、当該修学資金の貸付けを受けた者の医師の業務に従事する病院として知事が指定する病院をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に修学資金を貸し付ける。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 臨床研修を修了した後、引き続いて_____指定病院において特定期間以上の期間、指定診療科を担当する医師の業務に従事する意思を有する</p>



神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域医療医師育成課程 将来県内_____において産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科及び救急科（第5号において「地域医療関連診療科」という。）を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学及び学校法人東海大学が設置する大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。</p> <p>(2) 県内出身者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 大学に入学した時点において、県内に1年以上居住したことがある者 イ 県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者</p> <p>(3) 指定医療機関 神奈川県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けた者が医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した時に、医師の業務に従事する医療機関として知事が指定する病院又は診療所をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 指定診療科 地域医療関連診療科のうち、修学資金の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）が大学を卒業し、臨床研修を修了するまでに、知事が指定する診療科をいう。</p> <p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に修学資金を貸し付ける。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内出身者であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 臨床研修を修了した後、引き続いて県内に所在する指定医療機関において特定期間以上の期間、指定診療科を担当す</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域医療医師育成課程 将来県内の医療機関において産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科及び救急科（次号において「地域医療関連診療科」という。）を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学及び学校法人東海大学が設置する大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。</p> <p>(2) 指定診療科 地域医療関連診療科のうち、神奈川県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）が大学を卒業し、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了するまでに、知事が指定する診療科をいう。</p> <p>(3) 指定医療機関 県内に所在する医師法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（以下この号において「医療機関」という。）のうち、修学資金の貸付けを受けた者が、臨床研修を修了した時に、当該修学資金の貸付けを受けた者の医師の業務に従事する医療機関として知事が指定する医療機関をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に修学資金を貸し付ける。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 臨床研修を修了した後、引き続いて_____指定医療機関において特定期間以上の期間、指定診療科を担当す</p>

改 正	現 行
<p>る医師の業務に従事する意思を有すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条～第9条 (略) (債務の当然免除)</p> <p>第10条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還の債務を免除する。</p> <p>(1) 次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、<u>県内に所在する指定医療機関</u>において指定診療科を担当する医師の業務（以下「特定医師業務」という。）に継続して従事した期間（以下「継続従事期間」という。）が、特定期間に達したとき。</p> <p>ア 大学を卒業した日（同日の属する年度内に実施された医師法第9条に規定する医師国家試験に合格しなかった場合にあっては、同日から起算して1年を経過する日）の属する月の末日（災害、負傷、疾病その他規則で定めるやむを得ない事由（以下この条において「災害等」という。）が生じた場合にあっては、知事が定める日）までに<u>医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院</u>であって、<u>県内に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修</u>を受けることが決定し、当該臨床研修を修了したとき。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の場合において、災害等により特定医師業務に従事できなかつたときは、引き続き当該特定医師業務に従事したものとみなす。ただし、継続従事期間には、特定医師業務に従事できなかつた期間は<u>算入</u>しない。</p>	<p>る医師の業務に従事する意思を有すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条～第9条 (略) (債務の当然免除)</p> <p>第10条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還の債務を免除する。</p> <p>(1) 次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、<u>指定医療機関</u>において指定診療科を担当する医師の業務（以下「特定医師業務」という。）に継続して従事した期間（以下「継続従事期間」という。）が、特定期間に達したとき。</p> <p>ア 大学を卒業した日（同日の属する年度内に実施された医師法第9条に規定する医師国家試験に合格しなかった場合にあっては、同日から起算して1年を経過する日）の属する月の末日（災害、負傷、疾病その他規則で定めるやむを得ない事由（以下この条において「災害等」という。）が生じた場合にあっては、知事が定める日）までに_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>臨床</u>研修を受けることが決定し、当該臨床研修を修了したとき。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の場合において、災害等により特定医師業務に従事できなかつたときは、引き続き当該特定医師業務に従事したものとみなす。ただし、継続従事期間には、特定医師業務に従事できなかつた期間は<u>参入</u>しない。</p>